

未登記家屋名義変更届 提出時注意事項

【名義変更届を記入する際の注意事項】

- 旧所有者が死亡者の場合、相続人が署名・押印（実印）してください。
- 新・旧所有者が共有（複数人で所有）の場合、氏名の後に持分を記載してください。

【提出する際の必要書類】

※名義変更の事由に応じて、次の必要書類を添付してください。

●共通の事項	「印鑑証明書」新・旧所有者いずれか署名者のもの1通（写し可）
○売買の場合	「売買契約書」又は「売渡証書」の写し （変更届の署名・押印は新・旧所有者いずれかでよい）
○相続の場合	「遺産分割協議書」の写し又は「同意書（未登記家屋相続用）」 「戸籍謄本」・「除籍謄本」などの相続関係がわかるものの写し
○贈与の場合	「贈与証明書」の写し
○その他	権利移転を証する書類

【証明する必要書類が無い場合】（所有者が死亡している場合は不可）

※次の必要書類の添付・署名・押印してください。

●必要書類	「印鑑証明書」新・旧所有者各1通ずつ
●記入事項	新・旧所有者それぞれの署名及び実印の押印

【その他事項】

- 未登記家屋の名義は、この届出を受けた年の翌年度の課税台帳から変更となります。
- 既に登記されている家屋については、役場では手続きできません。（法務局で手続きしてください。）
- ご記入いただきました内容は、課税業務以外には使用いたしません。
- その他不明な点につきましては、下記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

河津町役場 町民生活課 税務係

〒413-0595 静岡県賀茂郡河津町田中212-2

TEL：0558-34-1928 FAX：0558-34-1404